

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	令和3年 陳情第1号
件 名	「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程」の変更に関する陳情
陳 情 者	(略) ミエルカイ 共同代表 村上 昌彦
内 容	<p>1 陳情の趣旨</p> <p>はじめに</p> <p>政治活動を行う政治家にとって政治活動用事務所の看板（以下、政治用看板）はいわば顔であり、市民に誠実さや雰囲気、力強さを伝える大切なアピールの場、約束の証でもある。公選法を遵守し、政治家として精一杯働くことを市民に約束する意味もある。また政治家を後押しする後援団体にとっては地域の将来を託すことのできる政治家であることを公平に正々堂々と広く広める大切な告知ツールである。</p> <p>このように市民や政治家、後援団体にとっても大切な意味合いを持つ政治用看板が法に従うことは勿論の事、自治体に定められている規程に準じて選挙管理委員会（以下、選管）が運用の管理を行う事は、当然のことであり、極めて重要な務めと考える。</p> <p>① 政治用看板の撤去時の申請について</p> <p>三島市で定められている、現在の規程によれば第3条で「証票交付者は、前条第1項の証票交付申請書に記載した事項（公職の種類並びに立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地に限る）を変更したときは、速やかに様式第4号による申請書記載事項変更届出書により委員会に届け出なければならない」とある。変更の届け出が必要な状況は、事務所から事務所へ異動する場合のみとされている。実際に発生した事例は2020年4月に15枚の政治用看板が公職選挙法第143条第16項第1号によって禁じられている場所に設置されていたため、静岡県警察本部、及び静岡県警三島警察署の指導のもと、すべての政治用看板が撤去されていた。しかし三島市においては、政治用看板の事務所から事務所への異動</p>

以外の届出を行う必要がなく、証票の返納申請は行われなかったため、実際には撤去され存在していないにも関わらず選管の証票交付簿には政治用看板はあるものとして記載されていた。

さらに、ミエルカイが指摘した2021年1月まで少なくとも9ヶ月間撤去されていた事を選管は認識していなかった。これも撤去する際の申請が行われなかった事が原因と考える。

ミエルカイが調査した、静岡県下の他自治体においては政令指定都市の静岡市と浜松市選管が政治用看板の管理を確実に行うために撤去などで政治用看板を動かす際には証票の返納(廃止届)を義務付けている。選管内の交付簿と現状が常に同一であるように管理されていて、両選管は撤去時の返納申請がなければ証票の管理が出来ないことから申請は必須としている。

② 期間終了した証票の返納について

規程によれば第5条に「証票交付者は候補者等又は後援団体でなくなったときは、速やかに、様式第6号による証票返納書に交付を受けた証票(有効期限が到来していないものに限る)を添えて、委員会に提出しなければならない」とあり候補者や後援会団体の資格等に限定されており、有効期限が経過し更新を行わない証票に関しての規程がない。そのため更新が行われない証票は選管の証票交付簿にそのまま記載されていた。毎年、秋頃証票の期限を迎える設置者への案内の中に、「期限を超えての政治用看板を設置することは出来ない」との通知はされているが、実際に政治用看板が撤去されたのか更新されずにそのまま残っているものなのか判断がつかず管理上問題である。選管職員に証票交付簿に残っている政治用看板の状況を聞いても「設置者によって撤去されていると思うが、実際に確認したわけではないので正確にはわからない」との回答を得ている。しかしこの不確定な管理も期間満期を迎え、更新を行わない証票に関して返納申請を行う事で解決できるものと考えられる。

この件に関しても撤去時の証票返納と同様、政令指定都市の静岡市や浜松市は、期限切れ等により使用しなくなった政治用看板の証票は、返納申請書に添えて選管に返納する旨の規定が明示されている。

③ 三島市選挙管理委員会の管理態勢について

2021年1月に三島市選管より入手した、最新証票交付簿によると平成31年(令和元年)12月31日に期限を迎え更新された証票の総数は115枚。その全ての更新交付が翌年令和2年1月6日から1月27日に行われており、事実上期限切れ後の交付であった。この期間、市民が目にする当該政治用看板は期限切れの状態但至少とも6日、多いものでは1ヶ月近く放置されていたことになる。これを疑問に思ったミエルカイは2021年1月、選管事務局長に直接面会し質問すると「この時は現在の規程ではなく前の規程が適応されていた時期で、期限を迎えた後の申請でも問題ないとなっていた」と回答を受けた。

前の規程を選管から入手して確認するも、選管事務局長の発言内容が確認出来ないため、再度選管に連絡。対応した職員は「前の規程には期限到達後に更新の申請をしてもいいとの記載はなく、全員が期限切れの状態申請をおこなったという解釈に間違いはない」との回答を受けた。このように選管内でも規程に関しての解釈がまちまちであり、職員の解釈によって、運用されていた事自体問題であると考え。令和2年4月に新しく改定された現規程も上記①②で指摘したように、不備があるため政令指定都市で行えているような証票管理が出来ているとはいえない。

看板は政治活動、選挙に直結するものであり、公平・公正が特に求められるものだけに設置者や選管の解釈によって同じ条件で運用されなかった問題が発生すると、選挙そのものに影響が出ることも懸念される。

以上①～③の理由により規程の改定が早急に必要と考える。

2 陳情事項

- ① 現規程の第3条の括弧内に記載されている(公職の種類並びに立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地に限る。)を削除する。
- ② 現規程の第5条を第1項とし括弧内に記載されている(有効期限が到来していないものに限る)を削除する。

新たに第2項として「法第143条第16項第1号の立札及び

	<p>看板の類の掲示をやめたときには、証票（規程より有効期限前に更新した証票を含む）の交付を受けた候補者等又は後援団体は、速やかに様式第6号による証票返納書に証票を添えて、委員会に提出しなければならない」とする。</p> <p>との趣旨の規程に変更することを陳情する。</p>
付託委員会	総務委員会
受理年月日	令和3年2月10日